

別記様式（指導監査結果の公開に係る実施要領第3条第2項、第6条第2項）

法人指導監査結果概要

法人の名称	社会福祉法人 まんまる保育園		
実施年月日	令和5年10月25日	改善報告書提出日	令和6年5月10日
文書指摘の内容		改善状況	
<p>法人運営</p> <p>(基本財産)</p> <p>基本財産の増加に伴い、定款変更を行い、基本財産の追加及び所轄庁への届け出を行うこと。</p> <p>(理事会の開催)</p> <p>理事長及び業務執行理事選定のための新理事会の開催については、定時評議員会の開催後、新理事会を開催し、理事長及び業務執行理事の選定を行うこと。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>法人の事業計画書及び収支予算書については、定款第35条第1項に基づき、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けること。</p> <p>会計管理</p> <p>(経理規程)</p> <p>租税特別措置法第40条の特例を受けるための定款要件と一致していない事項については、経理規程の改正を行うこと。</p>		<p>令和6年6月30日付評議員会にて定款変更の決議を行い、所轄庁へ定款変更届け出を提出しました。</p> <p>次回以降、定時評議員会の開催後、新理事会を開催し、理事長及び業務執行理事の選定を行います。</p> <p>次年度以降、3月中に評議員会を開催し、事業計画及び収支予算の承認を受けることとします。(令和6年度法人事業計画及び収支予算書については、令和6年3月30日付評議員会の承認を受けました。)</p> <p>令和6年3月23日付理事会において、経理規程を改正しました。</p>	

<p>(計算書類)</p> <p>令和4年度計算書類において、貸借対照表及び財産目録の預貯金額は、預貯金残高証明書と一致していない。</p>	<p>令和5年度に過年度修正分として処理しました。</p>
------------------------------------------------------------------------	-------------------------------